

児童福祉法改正（案）の重症児関係事項を目にして

先日、平成24年4月1日施行が予定されている児童福祉法の改正（案）の中で、主に「重症心身障害児」に関する事項の解説の学習会の機会を得た。

障害者自立支援法は、従来の障害種別支援から当事者が必要とする支援を行えるように障害種枠を越えた支援の一元化を目的としたものであるが、児童福祉法の見直しでは、障害種である「重症心身障害児」の支援はどう位置づけられるのかと案じていが、「重症心身障害児」の定義が案文第7条第2項で明記されたことに安堵した。

しかし、改正（案）の中では「障害児入所支援」関係の条文（案）に「重症心身障害児」の語彙が見られるだけで、短期入所や通園・通所関係の条文（案）にはこの語彙は見られないので、新たな危惧を抱いた。

昭和30年代までの障害児対象の児童福祉施策では、あまりにも人手がかかり過ぎることから対応してもらえず、「法の谷間」に取り残された重い重複障害児を「重症心身障害児」と呼称する概念が生れ、児童福祉法上に「重症心身障害児」施策が明記されたのは昭和42年からである。

その後の障害児の福祉施策事業である通園や短期入所でも、人手がかかり過ぎることを理由にそれら施策では対応してもらえないことから、親たちの強い要望から「重症心身障害児」を冠する通園や短期入所事業（旧：緊急保護事業）が整ってきた経緯がある。

更に、医療現場でも人手や経費がかかることから、その補填のために「超重症児加算」が認められるようになった経緯もある。

こうした経緯を知るだけに、改正（案）の中で「重症心身障害児」と銘打つ条文（案）が「障害児入所支援」関係だけなことは気になるところである。

例えば、先々、重症児問題発生を知らないマニュアル優先の堅物な行政担当者や現場スタッフがいたとしたら、「重症児が支援の対象と法に明記されているのは障害児入所支援関係のみで、通園や短期入所支援関係には明記されていないから……」と、勝手な解釈を主張されかねない。

こうした危惧感から「法改正後の重症児問題の取り組みの具体的見通しは？」と質問したが、「改正後の施行・支援の実態を見守りながら…」との回答であった。

兎にも角にも、「法の谷間」の愚業が繰り返されないこと強く願う。